

登米管内企業に対する DX 導入支援業務に係る企画提案募集要領

この企画提案募集要領は、「登米管内企業に対する DX 導入支援業務」（以下「本業務」という。）に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して、必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

登米管内企業に対する DX 導入支援業務

(2) 目的

近年、県内企業においても IT 導入や DX に対する関心が高まっているものの、県で実施している DX に関する調査（「宮城県内企業等のデジタル化・DX に関するアンケート」）によれば、約 7 割の企業等でデジタル化が進んでいないことが分かっている。

そこで、登米市内（以下「管内」という）の企業に対して DX 体験プログラムを実施し、DX に取り組むきっかけづくりを創出するとともに、専門相談員の派遣を通じて伴走支援を行うことで管内企業の DX の推進を図る。

また、各企業に合わせた DX を導入することで、業務の効率化や生産性の向上を目指す。

(3) 事業内容

登米管内企業に対する DX 導入支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。） のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 1 5 日（金）まで

(5) 事業費（委託の上限額）

金 1, 2 1 0, 0 0 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、発注者がこの金額で契約することを確約するものではない。

(6) その他

本業務の実施に関しては、業務受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、業務受託候補者の選定後、県と業務受託候補者で協議の上、決定するものとする。また、実際の業務内容や進め方についても、必要に応じて随時県と協議して決定する。

2 応募資格

次のすべての条件を満たす者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 2 0 年 1 1 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 上記(1)から(5)を満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が(1)から(5)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。この場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は、代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール（予定を含む）

| | |
|--------------------|------------------|
| 企画提案募集開始 | 令和5年5月22日（月） |
| 質問受付締切 | 令和5年5月30日（火）正午 |
| 質問への回答 | 令和5年6月6日（火） |
| 企画提案書類提出締切 | 令和5年6月13日（火）午後5時 |
| 企画提案の審査（プレゼンテーション） | 令和5年6月22日（木）（予定） |
| 選定結果の通知 | 令和5年7月上旬（予定） |
| 契約締結 | 令和5年7月中旬（予定） |

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

| | |
|------|--|
| 受付期限 | 令和5年5月30日（火）正午 |
| 提出方法 | 登米管内企業に対する DX 導入支援業務に係る質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。 |
| 提出先 | 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部商工・振興班 メールアドレス：et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、令和5年6月6日（火）までに宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。 また、質問の内容によっては回答しないこともある。 |

(2) 企画提案書等の提出

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 令和5年6月13日（火）午後5時 必着 |
| 提出方法 | 郵送又は持参とする。 |
| 提出先 | 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部商工・振興班 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150番5 宮城県登米合同庁舎2階 |
| 提出書類 | (1) 登米管内企業に対する DX 導入支援業務に係る企画提案参加申込書（様式第2号）：1部 (2) 企画提案書（任意様式）：8部 構成については5の記載に留意の上作成すること。 (3) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部 (4) 概算見積書（任意様式）：1部 本業務に必要なと見込まれる経費を全て計上し、その積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 なお、金額は「消費税及び地方消費税を含まない額」「消費税及び地方消費税の額」「消費税及び地方消費税を含む額」をすべて記載すること。 (5) 前年度の決算報告書及び事業報告書（任意様式）：1部 |

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

- イ 規格はA4判とする。
- ロ 表紙を付け、表紙には「法人名」、「所在地」、「代表者（職・氏名）」、「担当者（所属・職・氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号並びに電子メールアドレス）」を必ず記載すること。
- ハ 各ページに通し番号を付すること。
- ニ 片面印刷で20ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

(2) 企画提案事項

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 取組の基本方針等

基本理念、現状把握、課題分析、必要性、期待される効果等

ロ 取組の実施計画

取組の具体的な内容及び取組に対する成果指標

ハ 取組の効果向上のための創意・工夫、評価・検証

ニ 実施体制及び工程等

実施体制、連携・協力体制、人員配置、スケジュール及び過去の経験・実績等

6 業務委託候補者の決定

(1) 審査・選定方法

企画提案者の審査は、県が設置する選定委員会において、基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点において最高点を獲得した人数が最も多かったものを業務委託候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

審査の結果、最高点を獲得した人数が最も多かったものが2人以上あるときは、各委員の評価点を合計した総合点が高いものを候補者とし、また、総合点と同じ場合は、参考見積書記載の見積金額が低いものを候補者とし、さらに、見積金額が同じ場合には、くじ引きにより候補者を決定する。

なお、企画提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、候補者として決定する。また、企画提案者がいない場合又は候補者がいない場合には、再度、企画提案者を募集する。

(2) 企画提案の審査（プレゼンテーション）

① 開催日 令和5年6月22日（木）（予定）

② 会場 宮城県登米合同庁舎5階 501会議室

③ 実施方法

イ 当日の参加人数は、1企画提案者につき2人以内とする。

ロ 1企画提案者当たりの持ち時間は、30分程度（説明20分、質疑応答10分）とし、県が後日指定する時間割により行うものとする。なお、持ち時間は、企画提案者数により短縮する場合がある。

ハ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて行うこととする。ただし、追加資料がある場合は、プレゼンテーション開始前に8部提出すること。

ニ プレゼンテーションに当たり、投影機器（インターフェースはHDMI対応）の使用を希望する場合には、企画提案書を提出する際に申し出ること。

ホ 企画提案者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を行う。

(3) 評価基準及び配点

審査項目及び配点（合計100点）は次のとおりとする。

① 企画全般（配点10点）

イ 業務の目的及び内容について、十分に理解し達成できる提案となっているか。（10点）

② 業務の内容（配点80点）

イ DX体験プログラムの実施方法（実施時期・規模・企画内容等）が具体的かつ適切で、効果的な内容であるか。（30点）

ロ DX導入に向けた専門相談員の相談及び助言等の伴走支援は、効果的な内容であるか。（30点）

ハ 多くの企業からの申込に繋がる効果的な広報内容であるか。（20点）

③ 業務の実行力（配点10点）

イ 企画提案どおりに業務を遂行するための体制が整っているか。（5点）

ロ 同種・類似事業の業務実績はあるか。（5点）

(4) 選考結果

① 選定結果については、各企画提案者に書面で通知するとともに、選定された企画提案者の名称を公表する。

② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申立ても受け付けられないものとする。

(5) 業務受託候補者の選定取消等

次のいずれかに該当する場合、業務受託候補者の選定を取り消し、評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

イ 業務受託候補者が契約を辞退した場合

ロ 7により委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

ハ 7(2)の契約内容に係る県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した候補者を優先交渉者とし、施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により候補者と契約締結ができない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

① 契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を実施又は継続することが困難であると認められる場合には、県と受注者が協議の上、業務を中止することがある。また、業務を中止せざるを得ない場合は、それまでの業務に要した費用を支払うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

(1) 直接、間接を問わず応募事業者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

(3) 本要領に従っていない場合

(4) 2件以上の企画提案書を提出した場合

(5) 6(2)のプレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

(7) その他応募事業者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

9 その他

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。

(3) 提出された企画提案書等は原則返却しない。

(4) 企画提案書等を提出後に取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。この場合であっても、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案書等の提出後、内容について説明を求めることがある。

(6) 企画提案に参加する事業者が、災害又は新型コロナウイルス感染拡大等の不可抗力により企画提案を行うことが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を取り止めることがある。

(7) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。